

質問第六号

在外公館施設が行つて いる便宜供与に 関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて 提出する。

令和五年二月八日

鈴木宗男

参議院議長 尾辻秀久 殿

在外公館施設が行つて いる便宜供与に 関する質問主意書

私が平成十七年十月十三日に提出した「在外公館が行つて いる便宜供与に 関する質問主意書」（第百六十
三回国会質問第一八号）に対する答弁書（内閣衆質一六三第一八号）をもとに、以下質問する。

一 便宜供与事務処理要領は、平成三十年四月一日付で出張者の取扱いの変更、便宜供与の対象者の例示の追加、便宜供与内容の明確化等を内容とする改定を行つたと承知しているが、改定された内容を明らかにされたい。また、要領は必要に応じて改定していると思料するが、直近ではいつ改定を行つたか、明らかにされたい。行つたとするならば、その内容も明らかにされたい。

二 便宜供与事務処理要領の内容を全て明らかにされたい。

三 在外公館が行つて いる便宜供与の原資は国民の税金であると思料するが、政府の認識は如何。

四 令和五年度予算で、便宜供与に係る費用として計上されている予算額を明らかにされたい。

五 私が提出した質問主意書に対する答弁書（内閣衆質一六三第一八号）で、外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C—G G、D D、T T—X X及びT Tの分類を設け、それぞれの分類に該当する者を例示しているが、現在も変更はないか。改めて

分類ごとに該当する者の官職、役職、分類ごとに便宜供与の内容を明らかにされたい。

六 内閣総理大臣の海外出張時に随行する政務担当の総理秘書官は、便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準において、どの分類に該当するのか。

七 内閣総理大臣の海外出張時に随行する各府省庁の官僚は、便宜供与取扱基準において、どの分類に該当するのか、官職、役職ごとにそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。